

特に生活衛生関係営業について税制措置が必要な理由

1. 生活衛生関係営業（生衛業）は、約115万事業所で約667万人の従事者が従事するなど、多数の営業者が地域に密着して営業を行っている。

※生衛業
理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業、
旅館業、公衆浴場業、興行場、食肉販売業 等

2. これらの営業は、約70%が従業員5人未満の事業所であり、極めて零細である。
また、経済の好不況等に極めて影響を受けやすい業種である。
3. 生衛業は零細な営業者が多数を占め、数多くの衛生問題に直面しており、国民（消費者）の安全・安心、健康を確保する観点から、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」において、予算・税制・融資に係る政策支援策を位置付けている。

※これまで生衛業が直面してきた「衛生問題」

- (1) 理容業、美容業
→ 器具等を介した血液感染症の蔓延
- (2) クリーニング業
→ 衣類・寝具等を介した感染症の蔓延
- (3) 飲食店営業
→ 食中毒の発生
- (4) 旅館業
→ トコジラミ（南京虫）被害の発症
- (5) 公衆浴場業
→ レジオネラ症
- (6) 興行業
→ 人を介した感染症の蔓延
- (7) 食肉販売業
→ 牛海綿状脳症（BSE）

共同利用施設の特別償却制度の利用促進について (生活衛生同業組合等に係る租税特別措置)

●生活衛生関係営業の振興に関する第3次報告書のポイント → 対象設備の利用促進の「重点的な活用方策」を提示

- (1) 少子高齢化への対応
 - ・ 共同の買い物バス、移動販売バス
- (2) 環境・エコ等の高まりへの対応
 - ・ 共同購入資材配送車両
- (3) 震災復興・節電への対応
 - ・ 被災地における共同営業施設
 - ・ 節電に資する共同蓄電設備
- (4) 安全・安心への対応
 - ・ 建て替えによる耐震化

報告書の内容について、平成23年8月に具体的な活用事例を各生活衛生同業組合に通知し、本税制の活用を促進。
報告書のとりまとめ後、活用事例が増加。

●本税制の今後の活用見込み

「(1)少子高齢化への対応」

平成24年 福岡県美容生衛組合が「保育施設・研修施設」を新設
京都府寿司生活衛生同業組合が京都市中央卸売市場に「寿司棟」を新設
→ 若手すし職人の修行の場として位置付け（後継者育成）

「(2)環境・エコ等の高まりへの対応」

(平成22年) 愛知県クリーニング生活衛生同業組合がクリーニング共同配送車を新設

「(3)震災復興・節電への対応、(4)安全・安心への対応」

平成23年 宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合が「仮設店舗」を新設
平成23,24年 岩手県クリーニング生衛組合が「仮設工場」を新設

※今後、被災地の共同仮設店舗や共同蓄電設備など節電への対応、組合会館の耐震改修など、多くの活用が見込まれる

※「重点的な活用方策」については、今後、必要に応じ改定を行う

●生活衛生関係営業は国民生活に密着し、大半が零細事業者

- ・ 約115万事業所（全産業の約20%）
- ・ 約667万人の従事者（全従事者の約11%）
- ・ 従業員5人未満の零細事業所が約70%